

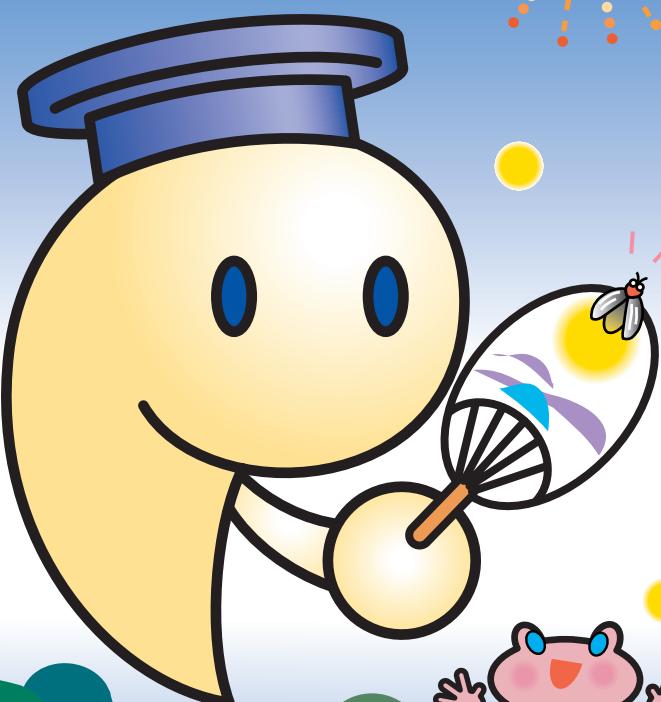
PATENT Attorney®

パテント・アトニー

弁理士は知的財産権を社会に活かすパートナー

- 日本弁理士会からのお知らせ
- 知的財産権立見席
- 知的財産権知識
- 特許庁からのお知らせ
- 弁理士風土記
- シリーズ

特集
知的財産関連の悪質商法に
ご注意!!(後編)
ヒット商品を支えた知的財産権
常識をくつがえす製塩法が生んだ自然海塩
「ぬちマース」



夏

号

日本弁理士会広報誌
2004

シリーズ

10

弁理士風土記

(静岡県)



▲深緑の茶畠と富士とオートバイ

静岡(しづか)概観　～旅ゆけば～
駿河の国の茶の香りの一節で身近な
土地柄ですが、駿河の国はあくまで静
岡県の中央地域であり、東は旧伊豆の
国豆州、西は遠江の国遠州です。因み
に旧東海道五十三次の宿場は、三島宿か
ら白須賀宿まで、全十二宿と東西に
長く展開し、従つて静岡といつても地
域により人々の気質も微妙に異なるよ
うです。



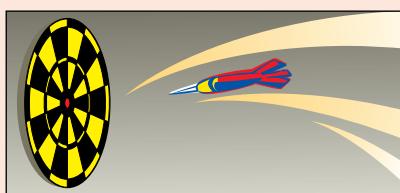
▲東京日本橋から磐田市のメーカー本社へ50年前の
同社初作車で完走、会長と握手

知的財産権 立見席

ダーツ

仕事を終えて、アルコールを手にしながら、気軽に楽しめるスポーツとして「ダーツ」の人気は衰えを知らない。ただ単に、マト当てゲームとして食事やアルコールを嗜む間に楽しむのも良いが、つい食事やアルコールを忘れてしまうほど夢中になる。もともと「ダーツ」はスポーツ。ビギナーからプロが競争する幅広い競技で、競う方法もさまざま。オーソドックなのは、一回のスローで3本のダーツを投げて、持ち点の51点から得点の点数を引いていく早くゼロにすることを競う。少ないダーツの投数で、ゼロにすることを競うわけだが、慣れるまで大変。このスポーツのルーツは英国。起源は定かでないが、槍や弓を使って生まれたと想像される。ゲームとして、登場したとされるのは英國のヘンリー6世の王位継承をめぐって起こった英國と仏国の戦争「100年戦争」(1337年から1453年)の最中。戦いに明け暮れた兵士が、手慰みとしてぶどう酒の樽のふたに折れた矢を投げたのがはじまりで、樽のふたから年輪の入った木の板に変わり、点数をつけるようになったとされている。それが木の輪切りになったことからゲーム化した。

その後、寒さの中でもゲームが楽しめるよう室内の競技へと発展していったと想像



される。競技とともに人々の交流にも一役買ったわけで、アルコールを手にしながら気軽に楽しめるスポーツとして普及している。当然、スポーツとしてのルールが確定しており、ボード(的)の高さ、投げる位置、ダーツも長さが30.5センチメートル、重さは50グラム以内とされている。

ITの普及とともに最近では「デジタルダーツ」と呼ぶゲーム機も登場し、狙い場所や得点を自動的に表示し親しみやすさを増している。特許の登録状況を見るとこのデジタルダーツや電子ダーツマシンの情報を処理するトナメントシステム、飛び道具の位置検知装置、自動スコア表示機能がついたダーツの的などが目立つ。さらに、ダーツに見習ってかエアーソフトガンと標的、圧縮ばねを使ったピストル型の発射装置に使うダーツ、水中マットでゲーム、子供たちが安心して遊べるダーツ遊戯用おもちゃなどが発明され、遊び心をくすぐる。

ダーツを的的でゲームにまで広める発想は、さらにとどまることは無く、進化させることでさまざまな発明が飛び出すと感じるのは、仕事が頭に片隅に残っている証拠。頭を切り替えて、ダーツに集中し、競技を楽しまなくては……。(T.K.)



発明の土壤 実は、特許第2、3、4号は、製茶機械に関するものです。発明者こそ埼玉県の医師高林謙三翁ですが、その実用化は静岡県の企業が行い、世に送り出しました。近年ではノーベル賞の小柴教授を支えた光電子技術をはじめ、ご存知のオートバイ等の輸送関連機器、楽器、バイオ関連の技術の開発も静岡の企業が支えています。

弁理士事情 さて静岡県の登録人数は現在三十数名で、うち事務所開設は概ね二十弱です。当県では有志で弁理士懇話会という会合をもち、十数年来、親睦を図っています。

弁理士会組織では当県は東海支部に所属し、例え昨年度は支部主催のパントセミナー静岡版全五回を担当しました。また弁理士の日の全国特許相談は、十数名が協力し、制限時間を特に設けず丁寧に対応し、多くの来場者を得ています。また発明協会や商工會議所等との協働作業があり、私も含めて何人かが、発明協会支部の理事等を引き受けているほか、同協会の年間六十回以上の発明相談は、県内事務所が分担して引き受けています。

筆者のつれづれ 私自身は日本弁理士会の委員会活動のほか、発明協会支部内の「工業所有権実務研究部会」に発

動が評価されてか、昨年度、特許庁長官表彰を受けました。業務を離れては、趣味としてオートバイに乗ったり、いじつたり、あるいは週二回、体育館の空手教室で補助指導員として受講者と共に汗を流しています。また聴覚障害者を含めハンディのある人達との交流や支援の活動も二十年来続けており、現在静岡市ボランティア団体連絡



（東山特許事務所
弁理士東山喬彦）

空手教室で
出身地でもない地で商売させていただいているので、少しはお役に、といった心境です。

協議会という約百二十団体・一万人の組織運営を任せられています。このため審議会委員の役も受け、辛口発言で行政スタッフからは嫌われています。いずれにせよ、自分の役も受け、辛口発言で行政スタッフからは嫌われています。いざれにせよ、出身地でもない地で商売させていただいているので、少しはお役に、といった心境です。

特集

知的財産関連の 悪質商法にご注意!!

後編

3. 権利発生後

ある日突然、企業に対し「当方の権利を侵害しているので使用料を支払ってほしい」、「権利侵害につき当方が所有する権利を買ってほしい」などの内容証明が送りつけられて来ることがあります。

知的財産に関する悪質商法に関して、前号では1.出願時における①～③の悪質商法及び2.公報発行時または登録時における④、⑤の悪質商法の例を挙げて説明しました。本号では、前号に続いて公報発行時または登録時における他の悪質商法及び権利発生後の悪質商法の例を挙げて説明します。くれぐれもご注意ください。

2. 公報発行時または登録時

⑥【推薦状】

個人が行う売り込み提案に際して「推薦状を付けると効果がある」として価値のない推薦状を販売する業者がいます。個人の売り込み提案は、なかなか成果が上がらず、すがる思いで推薦状を購入してしまうケースが多いようです。

⑦【表彰・助成金推薦】

個人発明家を対象として、私的団体が行う表彰や公的団体が行う助成金制度への申請を代行するものです。主に特許庁から公報が発行されると同時にDMによつて勧誘が行われます。表彰は、全く権威のない私的団体が行うもので、高額な表彰状やトロフィーなど

を売りつけるだけのものであり、公的団体への助成金申請は、発明者であれば誰でも申請できます。

助成金が必要な場合には、ご自身で申請することをお勧めします。

⑧【試作品作成】

「企業への売り込みには試作品が必要になる」などの勧誘文言で、個人発明家にDMを送り付けてくる業者がいます。試作品の作成は、既製品よりはるかに高い費用が必要になりますし、ある程度まとまった個数を発注することもあります。

10. 外国登記簿への登録勧誘

最近、外国の企業からの日本の商標権者に対して、自社が発行する書籍や電子媒体に商標を掲載し、外國で紹介すれば、著名商標として保護されるなどの勧誘が全国の個人または中小企業の商標権者に対してなされています。登録費用は商標一件について、日本円で16万円～18万円となっています。これは単に書籍や電子媒

悪質商法の発生時と種類



類似の商品や標章などを使用している企業を見つければ、権利侵害と脅かして使用料の支払いや権利の売買を強要するもので、高額な金銭要求も珍しくありません。企業側は、トラブルになることを懸念して業者に使用料などを支払ってしまうケースがありますが、安易な解決方法を取ることは悪徳業者を繁栄させるだけで問題解決にはなりません。弁理士に相談するなどして冷静かつ毅然と対処することが肝要です。

以上のことで被害を受けたり、変だなと思ったときには、日本弁理士会（電話03-3581-1211）までご連絡ください。（日本弁理士会平成15年度業務対策委員会 委員長：弁理士 井澤洵）

特許庁からのお知らせ

特許情報活用支援アドバイザーについて

技術開発を行うとき、既に類似の技術、デザイン、ネーミングがないか調べたいとき、また、技術導入を考えているときなど、特許情報は強力な味方となってくれます。

特許情報活用支援アドバイザーは、各都道府県（一部地域を除く）の知的所有権センター等に常駐し、特許電子図書館の利用方法や特許情報検索に必要な基礎知識から高度な活用法までの幅広いご要望にお応えする専門家です。また、積極的に企業訪問を行つておられるほか、出張相談・説明会での講演等も行っております。詳細については、独立行政法人工業所有権情報館ホームページ（<http://www.ncipi.go.jp/>）をご覧下さい。ご不明な点がありましたら、同情報館情報流通部（Tel:03-3580-6949 / E-mail: PA8200@ncipi.jpo.go.jp）までお問い合わせ下さい。

体に掲載するだけのもののようにですが、書籍や電子媒体が発行されたことも確認できていません。このような方法で商標が著名になる可能性は低く、また、商標が法的に保護されることもありません。多くの場合は、リヒテンシュタインからの勧誘ですが、その周辺国からの勧誘も確認されています。

ヒット商品を支えた知的財産権

「ぬちマース」



*沖縄では「命を「ぬち」、塩を「マース」といいます。

商特
標登
録第
3250
ヨーロ
ーピー
ー登
録番
号77
オースト
ラリア
ンド336401
韓國352820
米國6500216
カナダ2279884
中国144089
出願番
号27
ブラジル9807411-13
EU989022611-1

VOL. 34

近年は健康と味の両面から塩にこだわる人が増えている。そんな中、従来とはまたたく異なる製塩法によって海から生まれた塩が、沖縄の言葉で「命の塩」を意味する「ぬちマース」である。一般的な自然海塩の塩分含有量が85%程度であるのに対しても、「ぬちマース」は73.3%しか塩分を含まない。残りは全てミネラルで、その種類も世界で多いとギネスに認定された。まろやかな味わいだけでなく、さまざまなミネラルの働きで塩分を体内から排出することでも「ぬちマース」は注目されている。「ぬちマース」をつくる「常温瞬間空中結晶製塩法」は、霧状の海水を空中に飛ばして水分を気化させ、塩分と共にミネラルを全て取り出すことを可能にした。工場には真っ白な塩が雪のように降り積もり、その光景はテレビなどでもしばしば紹介されてきた。

2003年度の中小企業長官奨励賞を受賞したこの製塩法のポイントは、海水を空中に飛ばして水分を気化させ、塩分と共にミネラルを全て取り出すことを可能にした。工場には真っ白な塩が雪のように降り積もり、その光景はテレビなどでもしばしば紹介されてきた。

最新の特許審査事情

知的財産権豆知識

34

現在、特許庁に特許出願の審査を請求してから特許庁からの応答までに平均2ヶ月程度かかります。この間に審査時間がかかると、この間不安定な権利状態が続き、出願人によるライセンス契約などの権利の活用を行なうことができなくなります。

特許庁では、審査順番待ち期間ゼロを目指し、平成15年度から2年間に渡って合計500名の任期付審査官の採用を開始しており、審査官が大幅に増員されています。近い将来、審査着手可能件数が審査請求件数を上回り、特許審査の期間が大幅に短縮されることが期待されます。

また、平成15年の法改正では、特許関係料金体系の見直しが行われ、出願時に支払う出願料や特許維持のために支払う特

（弁理士 金田周二）

そこで、近年の法改正等の制度改革では、特許審査の迅速化のため多くの取り組みが行われています。これにより特許審査を巡る状況は大きく変わることがあります。

特許庁では、「審査順番待ち期間ゼロ」を目標に、平成15年度から2年間に渡って合計500名の任期付審査官の採用を開始しており、審査官が大幅に増員されています。近い将来、審査着手可能件数が審査請求件数を上回り、特許審査の期間が大幅に短縮されることが期待されます。

また、平成15年の法改正では、特許関係料金体系の見直しが行われ、出願時に支払う出願料や特許維持のために支払う特

日本弁理士会からのお知らせ

平成16年度「弁理士の日」記念事業開催のお知らせ(無料)

詳しくはHP (<http://www.jpaa.or.jp/>) をご覧下さい。

7月1日

7月1日(木)開催

●東京(要予約)

「日本弁理士会中央知的財産研究所 公開フォーラム」
13:00~17:00
会場: 全社協・灘尾ホール(東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 新霞ヶ関ビル)
内容: 1. 基調講演Ⅰ「これからの知的財産法を考える」
2. 基調講演Ⅱ「物のパブリシティーの権利—馬名にパブリシティーの権利を認めるかどうか」
3. パネルディスカッション「クレーム解説論」

7月3日(土)開催

●大阪 「知的財産ふれあいフェスタ」 —弁理士って何すんの—

時間: メインイベント 13:30~17:00

サブイベント 11:00~17:00

会場: IMPホール(大阪市中央区見附1-3-4松下IMPビル2F)
メインイベント サイバーハウス(大阪市中央区見附2-1-61 Twin21アトリウム内)

内容: メインイベント

1. 基調講演「企業も国家も知財戦略の時代」
内閣官房・知的財産戦略推進事務局長(元特許庁長官)
荒井寿光氏
2. 明和電機トークショー
3. 劇でわかる特許セミナー

サブイベント

ロボットデモンストレーション/科学実験コナード/キャラクターショー/特許クイズ

●名古屋

「弁理士の日記念イベント2004」10:00~16:00

会場: ナディアパークデザインセンター6F(名古屋市中区栄3-18-1)
内容: 無料相談会/特許庁電子図書館(IPDL)による検索指導/知財セミナー1(権利行使を受けたときの対処について・職務発明について・特許明細書の書き方)/知財セミナー2(デザイン保護について・著作権法について・ブランド保護の実体)/パネル等の展示およびビデオ上映

●福岡(要予約)

「弁理士って何するの?」10:00~12:00/13:00~15:00
会場: アクロス福岡6F 会議室606(福岡市中央区天神1-1-1)
講演会テーマ: 「発明って何?商標って何?」「弁理士の一日」

●全国一斉無料特許相談会 10:00~16:00

全国各地32ヶ所で開催いたします。弁理士が無料で相談に応じますので、最寄りの開催会場をご確認の上、直接お越し下さい。